業務委託契約における総合評価方式(一般競争入札)への 低入札価格調査制度の導入について(お知らせ)

総合評価方式(一般競争入札)を適用する業務委託契約の入札において、低入札価格調査制度を導入します。

1 低入札価格調査制度とは

基準となる価格(調査基準価格)を下回った入札について、契約内容に適合した履行が確保されること及び公正な取引の秩序を乱すおそれがないことの調査を行い、落札予定者を決定する制度です。

なお、別途設定する失格基準価格に満たない場合は、失格となります。

2 対象案件

総合評価方式(一般競争入札)を適用する業務委託

※予定価格が 1000 万円以上の建物清掃業務委託及び清掃工場運転管理業務委託等が対象

契約方法		業務委託	
		新	旧
一般競争 入札	総合評価方式	低入札価格 調査制度	変動型最低制限 価格制度
	価格競争	変動型最低制限 価格制度	変動型最低制限 価格制度
指名競争入札		なし	なし
随意契約		なし	なし

3 調査基準価格及び失格基準の算定方法等

別紙1及び2のとおり

4 調査について

失格基準価格以上、調査基準価格未満で入札をした者のうち、評価値が最も高い者については、 積算根拠、低価格で入札する理由などに関して書類を提出していただき、併せてヒアリング等を実 施します。

5 適用

令和4年4月1日以降に公告する案件に適用します。

《問い合わせ先》

契約課 物品契約·管理担当

(直) 042-620-7216

(内) $2317\sim2319$

【調査基準価格及び失格基準価格の算定方法】

	有効な入札数※1が3未満のとき	有効な入札数が3以上のとき
		有効な全入札価格の平均額×85%の値 を算定する。
調査基準価格		(1) 値が予定価格の 80%超のとき ⇒予定価格×80%
	予定価格×65%	(2) 値が予定価格の 65%未満のとき ⇒予定価格×65%
		(3) 上記以外 有効入札者の平均入札額×85%
		(算定後の調査基準価格が、予定価格の 100 分の 80 から 100 分の 65 の範囲内で無い場合は、予定価格に係数を乗じて算定する。円未満切捨て。)
失格基準価格	予定価格×60%	調査基準価格× 93%
上記基準価格 公 表	非公表	(1) (2) のとき ⇒非公表 (3) のとき ⇒事後公表

※1「有効な入札」予定価格を超えるものを除く。

~イメージ図~

(有効な入札数が3未満のとき)

予定価格	
	有効
調査基準価格 予定価格×65%	
失格基準価格 予定価格×60%	調査
	失格

(有効な入札数が3以上のとき)

予定価格	
調査基準価格	有効
平均入札額×85%	
失格基準価格 調査基準価格×93%	調査
	失格

※ただし、算定後の調査基準価格が、予定価格の100分の80から100分の65の範囲内でない場合は、予定価格に係数を乗じて算定する。

【低入札価格調査制度の適用例】

【有効な入札数が3未満の例】

予定価格

(非公表)

10,000,000 円

A社 10,100,000 円 (予定価格超過・対象外)

B社 無効(対象外)

C社 辞退(対象外)

D社 5,900,000 円

E社 6,400,000 円

調査基準価格を算定する

調査基準価格

(非公表)

6,500,000 円

【予定価格×65%を算出】

 $10,000,000 \, \exists \times 65\% = 6,500,000 \, \exists \times 65\%$

失格基準価格を算定する

失格基準価格

(非公表)

6,000,000 円

【予定価格×60%を算出】

10,000,000 円×60%=6,000,000 円 ※

失格者

D社 5,900,000 円

⇒失格基準価格 6,000,000 円未満

調査対象者

E社 6,400,000 円

⇒失格基準価格 6,000,000 円以上

調査基準価格 6,500,000 円未満

低入札価格調査を実施

【有効な入札数が3以上の例】

予定価格 (非公表)

10,000,000 円

A社 10,100,000 円 (予定価格超過・対象外)

B社 6,000,000 円

C社 10,000,000 円

D社 9,000,000 円

E社 6,400,000 円

調査基準価格を算定する

調査基準価格 (事後公表)

6,672,500 円

【平均入札額を算出】

(B社+C社+D社+E社の入札合計額) ÷4社

(6,000,000 円+ 10,000,000 円+9,000,000 円+6,400,000 円) $\div 4$

=7,850,000 円

【平均入札額×85%を算出】

 $7,850,000 \, \mathbb{H} \times 85\% = 6,672,500 \, \mathbb{H}$ **

6,672,500 円は、予定価格の 80%超(800 万円超)又は予定価格の 65%未満(650 万

円未満) のいずれにも該当しない⇒当価格が調査基準価格

失格基準価格を算定する

失格基準価格

(事後公表)

6,205,425 円

【調査基準価格×93%を算出】

 $6,672,500 \ \mathbb{H} \times 93\% = 6,205,425 \ \mathbb{H} \quad \%$

失格者

B社 6,000,000 円

⇒失格基準価格 6,205,425 円未満

調査対象者

E社 6,400,000 円

→ 失格基準価格 6,205,425 円以上

調査基準価格 6,672,500 円未満

低入札価格調査を実施